

2024年6月4日

各位

株式会社りそな銀行  
 株式会社埼玉りそな銀行  
 株式会社関西みらい銀行  
 株式会社みなと銀行

## りそなファンドラップ「資産承継特約」の取扱開始について

りそなグループのりそな銀行(社長 岩永 省一)、埼玉りそな銀行(社長 福岡 聡)、関西みらい銀行(社長 西山 和宏)、みなと銀行(社長 武市 寿一)は、6月10日(月)からりそなファンドラップ(投資一任契約)に「資産承継特約」を追加します。

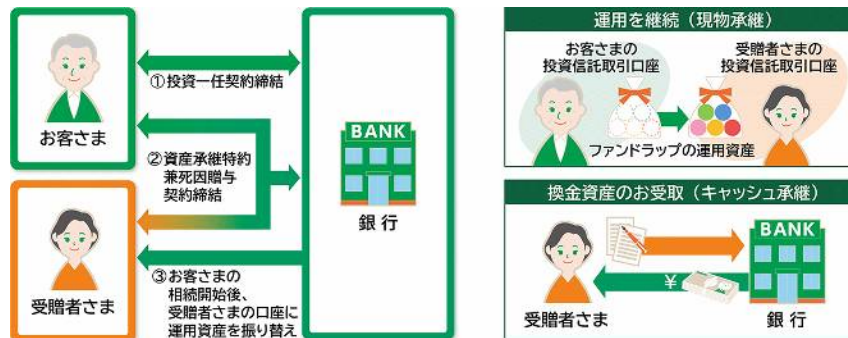
### ➤ ファンドラップを運用資産のまま承継できます

これまでファンドラップをご契約のお客さまに相続が発生した場合は、運用資産を換金のうえファンドラップ契約は終了となりましたが、運用資産を換金せずにそのまま受贈者<sup>※1</sup>に現物承継<sup>※2</sup>できる機能を追加します。これにより高齢期のお客さまの相続に備えた選択肢が広がり、ファンドラップを継続運用することにより世代を超えたインフレへの備えも充実します。

※1 贈与を受ける方

※2 現状有姿で受贈者に承継すること

#### 【資産承継特約のイメージ図】



### ➤ 特約を付けるだけで、現物承継できるのは国内初！

信託契約などを別途締結することなく、特約を追加するのみで受贈者が現物承継かキャッシュ承継かを選択することができるのは国内初のサービスです。

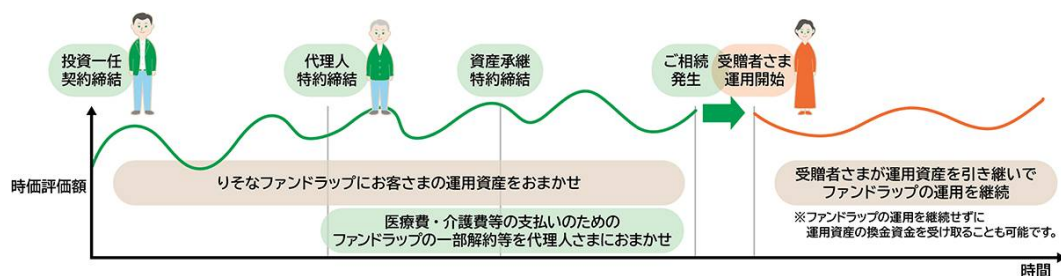
### ➤ 人生100年時代の主な3つのニーズにお応えします

高齢期のお客さまの資産運用や資産管理に関する「つかう×まもる×つなぐ」のニーズにお応えします。

#### <3つのニーズに応えるりそなファンドラップのサービス>

- ① “つかう” お客さまのライフスタイルに合わせた受け取りができる「定期受取サービス<sup>※3</sup>」(2019年5月)
- ② “まもる” 病気などの不測の事態にも管理が継続される「代理人特約<sup>※4</sup>」(2022年1月)
- ③ “つなぐ” 大切な人に資産を承継することができる「資産承継特約」(本件)

#### 【代理人特約・資産承継特約を付加した場合のイメージ図】



※3 運用資産からご指定の金額を定期的に換金し、お客さまの指定預金口座に入金するサービス

※4 代理人が医療費や介護費等の支払いのために契約金額の減額(一部解約)等を行うサービス

以上

## 【資産承継特約の概要】

|                    |   |
|--------------------|---|
| 名 称                | 資産承継特約（愛称：ファンドラップつながる安心サービス）  |
| 申込可能なお客さま          | りそなファンドラップ投資一任契約を契約している個人のお客さま<br>（りそなファンドラップの当初運用開始日の翌日以降に申込可）   |
| 受 贈 者              | お客さまの推定相続人（相続が開始した場合に相続人となるべき方）1名   |
| 費 用                | 資産承継特約の付加により、追加でご負担いただく費用はございません。   |
| 資産承継特約の成立          | 資産承継特約は、お客さまおよび受贈者が連名でりそな銀行所定の方法により資産承継特約を申し込み、りそな銀行がこれを承諾した場合、受諾書記載の適用日に成立します。   |
| 贈与の効力発生            | お客さまの相続が発生したことおよびりそな銀行がお客さまの相続が発生したことを確認した日から3ヶ月以内に（期間の末日が銀行休業日の場合は翌営業日まで）、受贈者が所定の事項を所定の方法でりそな銀行に通知したことを条件として、死因贈与契約の効力が発生します。  |
| お客さまの相続が開始した時の取り扱い | りそな銀行は、速やかに受贈者に所定の書面を交付し、承継方法のご意向を伺います。<br>受贈者さまは承継方法として、①贈与対象財産に属するりそなファンドラップ専用投資信託の受益証券および待機資金の現物承継、または②贈与対象財産に属するりそなファンドラップ専用投資信託の受益証券をりそな銀行が換金した後の金銭の承継、のいずれかを選択いただけます。<br>受贈者からの通知を受領後、りそな銀行は承継方法を決定し手続きします。 |

<りそなファンドラップ、代理人特約および資産承継特約に関するご注意事項>

- りそなファンドラップ投資一任契約（以下、「りそなファンドラップ」）では、りそな銀行の提供するファンドラップが投資対象とする専用の投資信託（以下、「専用投信」）で運用を行い、その運用成果は全てお客さまに帰属し、投資元本は保証されません。また、りそなファンドラップは預金とは異なり、預金保険制度の対象ではなく、投資者保護基金の対象でもありません。
- 専用投信では、値動きのある国内外の有価証券等に投資しますので、株価、金利、通貨の価格等の指標の変動や発行体の信用状況等の変化を原因として損失が生じ、元本を割込むおそれがあります。
- りそなファンドラップ代理人特約（以下、「代理人特約」）およびりそなファンドラップ資産承継特約（以下、「資産承継特約」）は、りそなファンドラップに付加する特約であり、ご利用にあたっては、あらかじめりそなファンドラップ投資一任契約の締結が必要です。
- りそなファンドラップでは、投資顧問報酬（「固定報酬型」の場合において、運用資産の時価評価額に上限年率 1.320%（税込）を乗じた額、「成功報酬併用型」の場合において、固定報酬と運用成果の額に 11.0%（税込）を乗じた額）を直接ご負担いただきます。また、専用投信およびその投資対象となる他の投資信託の信託報酬（信託財産の純資産総額に対し、最大年率 1.4135%（この値は概算であって、運用状況等により変動することがあります。）を乗じた額）ならびに専用投信およびその投資対象となる他の投資信託の監査報酬等を間接的にご負担いただきます。
- 代理人特約を付加された場合、りそなファンドラップに係る上記の費用に加え、投資顧問報酬として代理人特約報酬（運用資産の時価評価額に年率 0.22%（税込）を乗じた額）をご負担いただきます。
- 上記の投資顧問報酬（代理人特約報酬を含む。）、信託報酬およびその他の費用についての合計額および上限額は、資産配分比率、運用資産の時価評価額、投資信託の保有期間や代理人特約が存続する期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することはできません。専用投信の費用の詳細は、各専用投信の最新の交付目論見書および目論見書補完書面をご確認ください。

- 埼玉りそな銀行、関西みらい銀行またはみなと銀行のお客さまに対しては、埼玉りそな銀行、関西みらい銀行またはみなと銀行がりそな銀行の代理人として、お客さまと投資一任契約、代理人特約または資産承継特約を締結します。
- りそなファンドラップのご契約の際には最新の契約締結前交付書面、代理人特約または資産承継特約のご契約の際には最新の契約変更書面の内容を必ず事前にご確認ください。

商号等／株式会社りそな銀行（登録金融機関 近畿財務局長（登金）第3号）

加入協会／日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

商号等／株式会社埼玉りそな銀行 登録金融機関 関東財務局長（登金）第593号

加入協会／日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

商号等／株式会社関西みらい銀行 登録金融機関 近畿財務局長（登金）第7号

加入協会／日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

商号等／株式会社みなと銀行 登録金融機関 近畿財務局長（登金）第22号

加入協会／日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会